

○財務省告示第六十三号
政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省
令第六号）第五条第十一项の規定に基づき、令和
元年六月二十四日に発行した政府短期証券の発行
条件等を次のとおり告示する。
令和元年七月五日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 国庫短期証券（第八百四十回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第七条第一項、財政融
資資金法（昭和二十六年法律第
百号）第九条第一項並びに特別
会計に関する法律（平成十九年
法律第二十三号）第八十三条第
一項、第九十四条第二項、同条
第四項、第九十五条第一項、第
百三十六条第一項及び第三百十
七条第一項

三 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けけるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に行われる入札
であつて、財務大臣が各国債市
場特別参加者ごとに応募限度額
を定めるものによる発行（以下

九	振替単位	振替法の規定による振替口座簿
十	発行行日	令和元年六月二十四日
十一	発行価格	額面金額につき百円三銭二
イ	入札発行行	額面金額につき百円三銭四
ロ	国債市場	厘九毛
特別参加	者・第I	
非価格競	争入札発行	
行	争入札発行	
十二	償還期限	令和元年九月二十四日
十三	償還金額	償還金額を支払う。その翌営業日に
十四	元金支払額	額面金額百円につき百円
十五	入札参加	財務大臣から通知を受けた者
十六	払込期日	令和元年六月二十四日